

○国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

附則

（業務の特例）

第九条（略）

附則

（業務の特例）

第九条 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、難視聴地域（日本放送協会が放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条第五項の規定によりテレビジョン放送（同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。）があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送（テレビジョン放送であつて、放送衛星（同法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。）の無線局を用いて行われるものをいう。以下この項において同じ。）によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう。）において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条に規定する業務を行う。

3 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条に規定する業務を行う。

2（略）

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務

に限り、債務の保証の決定を除く。)の一部」と、第十六条第二号並びに第二十二條第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、第十七條第一項、第二十二條第一項第七号及び第二十六條第一号中「第十四條」とあるのは「第十四條並びに附則第九条第一項及び第二項」と、第十八條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、同條第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、第十九條中「障害者利用円滑化法第四條第一号に係る部分に限る。」とあるのは「障害者利用円滑化法第四條第一号に係る部分に限る。」並びに附則第九条第一項」とする。

(削る)

(削る)

4

機構は、第十四條に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号。次項において「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。)附則第二條第一項の規定により通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継した株式であつて、改正法附則第三條第一項の規定により通信・放送機構から承継したものの処分の業務を行う。

5

機構は、第十四條に規定する業務のほか、平成十三年基盤技術研究法改正法第一條の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一條第一項第一号及び平成十三年基盤技術研究法改正法第二條の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一條第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権(平成十三年基盤技術研究法改正法附則第二條第一項の規定により通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継したものであつて、改正法附則第三條第一項の規定により通信・放送機構から承継したものに限り。)の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収

(削る)

6 機構は、第十四条に規定する業務のほか、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託等)

(削る)

第十条 機構は、総務大臣の認可を受けて、前条第五項に規定する業務について、金融機関その他政令で定める法人に対し、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による総務大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人の役員又は職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(通信・放送承継勘定)

(削る)

第十一条 機構は、附則第九条第四項から第六項までに規定する業務(次条において「通信・放送承継業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下この条及び次条において「通信・放送承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 機構は、通信・放送承継勘定における業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

(通信・放送承継勘定の廃止等)

(削る)

第十二条 機構は、通信・放送承継業務を終えたときは、通信・放送承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際通信・放送承継勘

(削る)

定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を改正法附則第三条第六項の表三の項の中欄に掲げる者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお通信・放送承継勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 機構は、第一項の規定により通信・放送承継勘定を廃止したときは、その廃止の際通信・放送承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(衛星管制債務償還勘定)

第十三条 改正法附則第三条第一項の規定により機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときにおいて、機構は、通信・放送機構法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十九号）附則第二条第一項の規定により政府の一般会計から通信・放送機構に対し無利子で貸し付けられた資金及び同条第三項の規定により政府以外の者から通信・放送機構に対し無利子で貸し付けられた資金に係る債務（第三項において「衛星管制債務」という。）の弁済に関する経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下この条において「衛星管制債務償還勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 改正法附則第三条第一項の規定により機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときにおいて、その承継の際における改正法附則第九条の規定による廃止前の通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第四十一条第二項に規定する一般勘定に属する資産及び債務は、衛星管制債務償還勘定に帰属するものとする。

3 機構は、前項の規定により衛星管制債務償還勘定に帰属することとなった衛星管制債務の弁済が完了した日において、衛星管制債務償還勘定を廃止するものとし、その廃止の際衛星管制債務償

(削る)

還勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

(業務の特例に係る資本金等の特例)

第十四条 附則第九条の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）若しくは附則第九条第三項に規定する業務（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十六条第二号並びに第二十二条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第十三条第一項に規定する業務」と、第十七条第一項中「及び一般勘定」とあるのは「、附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定、附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」と、「第十四条に規定する業務」とあるのは「第十四条及び附則第九条に規定する業務並びに附則第十三条第一項に規定する債務の弁済」と、第十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十九条中「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）とあるのは「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第九条第一項」と、第二十条第一項及び第二十五条中「受託金融機

(政令への委任)

第十条 附則第二条から第七条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

関」とあるのは「受託金融機関又は附則第十条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、第二十一条第二項中「及び一般勘定に係る出資」とあるのは「、附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定に係る出資及び一般勘定に係る出資」と、第十二条第一項第七号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び附則第九条」と、第二十六条第一号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び附則第九条」とする。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から附則第七条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

